

国立天文台科学戦略委員会 諮問事項

2023.4.21 国立天文台運営会議議長

国立天文台科学戦略委員会規則に記されている本委員会の任務を以下に記す。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台の中長期計画
- 二 国立天文台の研究基本計画(マスタープラン)
- 三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針(国立天文台科学諮問委員会の所掌分は除く)
- 四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること

これに従い、本委員会の今期の諮問事項を以下に記す。

- 1 (一 国立天文台の中長期計画 及び 二 国立天文台の研究基本計画(マスタープラン)に関すること)
国立天文台の将来シンポジウムの開催、そしてその運営に協力し、日本の天文学の中長期的視点から国立天文台における中長期でのサイエンスおよび将来計画を議論する場をコミュニティに提供する。
さらに前期の科学戦略委員会からの報告に沿って、国立天文台の中長期計画・国立天文台の研究基本計画(マスタープラン)をそれぞれ、国立天文台のサイエンスロードマップ・国立天文台の実施計画と再定義し、それらを策定するための枠組みを作ることを目指す。
- 2 (三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針に関すること)
大型装置の共同利用を中心とした運用方針に関して(科学諮問委員会が設置されている大型装置を除く)、コミュニティ等からの要望も踏まえ、専門的な検討や特定の調査が必要となる場合、ワーキンググループを設置して対応する。
- 3 (四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること)
必要に応じ、運営会議および本委員会が適切と考える事項について、審議、提言を行う。

以上